【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2019年11月20日

【四半期会計期間】 第140期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)

【会社名】 株式会社高知銀行

 【英訳名】
 THE BANK OF KOCHI,LTD.

 【代表者の役職氏名】
 取締役頭取 森下 勝彦

 【本店の所在の場所】
 高知県高知市堺町 2 番24号

【電話番号】高知(088)822-9311(代表)【事務連絡者氏名】執行役員経営統括部長吉村 卓浩【最寄りの連絡場所】東京都千代田区岩本町3丁目10番7号

株式会社高知銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)3865-1781

【事務連絡者氏名】 東京支店長兼東京事務所長 遠賀 正典

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社高知銀行松山支店

(愛媛県松山市南堀端町5番地5)

株式会社高知銀行東京支店

(東京都千代田区岩本町3丁目10番7号)

株式会社高知銀行徳島支店

(徳島県徳島市東船場町2丁目32番地)

株式会社高知銀行大阪支店

(大阪府大阪市西区北堀江1丁目1番21号)

株式会社高知銀行高松支店

(香川県高松市築地町16番17)

(注)徳島支店、大阪支店及び高松支店は、金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜 のため縦覧に供しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1)最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2017年度中間 連結会計期間	2018年度中間 連結会計期間	2019年度中間 連結会計期間	2017年度	2018年度
		(自 2017年 4月1日 至 2017年 9月30日)	(自 2018年 4月1日 至 2018年 9月30日)	(自 2019年 4月1日 至 2019年 9月30日)	(自 2017年 4月1日 至 2018年 3月31日)	(自 2018年 4月1日 至 2019年 3月31日)
連結経常収益	百万円	12,060	11,908	11,509	23,551	23,185
連結経常利益	百万円	1,797	1,146	1,858	2,980	1,903
親会社株主に帰属する中間 純利益	百万円	1,101	575	1,238		
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円				1,747	964
連結中間包括利益	百万円	2,540	169	2,269		
連結包括利益	百万円				2,400	227
連結純資産額	百万円	74,180	73,432	75,651	73,867	73,653
連結総資産額	百万円	1,095,329	1,089,409	1,089,625	1,114,907	1,096,172
1株当たり純資産額	円	5,559.01	5,480.00	5,689.15	5,521.73	5,492.97
1株当たり中間純利益金額	円	101.31	49.52	115.10		
1株当たり当期純利益金額	円				154.30	77.02
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	50.07	25.17	41.43		
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円				80.02	38.49
自己資本比率	%	6.51	6.47	6.66	6.36	6.44
営業活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	451	25,050	10,131	19,187	20,315
投資活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	573	1,681	1,823	4,084	10,291
財務活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	327	265	271	505	442
現金及び現金同等物の中間 期末 (期末)残高	百万円	61,469	49,275	53,580	76,272	65,806
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	905 [265]	882 [275]	859 [281]	890 [270]	865 [276]

⁽注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

^{2.}自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権 - (中間)期末非支配株主持分) を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第138期中	第139期中	第140期中	第138期	第139期
決算年月		2017年 9 月	2018年 9 月	2019年 9 月	2018年3月	2019年 3 月
経常収益	百万円	9,334	9,000	8,898	18,123	17,311
経常利益	百万円	1,660	1,118	1,725	2,695	1,719
中間純利益	百万円	1,049	570	1,190		
当期純利益	百万円				1,648	900
資本金	百万円	19,544	19,544	19,544	19,544	19,544
発行済株式総数 普通株式 第1種優先株式	千株	102,448 75,000	10,244 7,500	10,244 7,500	10,244 7,500	10,244 7,500
純資産額	百万円	69,571	68,677	70,678	69,149	68,786
総資産額	百万円	1,085,151	1,078,162	1,078,539	1,103,805	1,085,214
預金残高	百万円	911,580	919,020	916,845	920,766	902,030
貸出金残高	百万円	681,447	690,451	700,926	695,143	698,420
有価証券残高	百万円	313,197	316,623	306,007	314,468	304,272
1株当たり配当額 普通株式 第1種優先株式	円	1.00 0.982	10.00 9.888	10.00 9.888	16.00 15.718	25.00 24.720
自己資本比率	%	6.40	6.36	6.54	6.26	6.33
従業員数	人	868	842	822	852	825

- (注)1.消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
 - 2.2017年10月1日付で普通株式及び第1種優先株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。第138期(2018年3月)の普通株式の1株当たり配当額16.00円は、中間配当額1.00円と期末配当額15.00円の合計となり、中間配当額1.00円は株式併合前の配当額、期末配当額15.00円は株式併合後の配当額となります。

また、第138期(2018年3月)の第1種優先株式の1株当たり配当額15.718円は、中間配当額0.982円と期末配当額14.736円の合計となり、中間配当額0.982円は株式併合前の配当額、期末配当額14.736円は株式併合後の配当額となります。

3. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間のわが国の経済は、通商問題の影響などから輸出を中心に弱さが続くものの、設備投資は、機械投資など一部を除いて緩やかな増加傾向にあり、個人消費は雇用・所得環境が改善するなか、各種政策効果もあり持ち直しが続くなど、全体では緩やかに回復しています。

当行の主要営業基盤である高知県の経済は、製造業の生産は、一部に弱めの動きがみられるものの横ばい圏内で推移しており、公共投資も緩やかに増加しています。また、人手不足感が強まるなか、雇用・所得環境の改善などから個人消費は持ち直しており、全体では緩やかに回復しています。

このような情勢の下、当第2四半期連結累計期間における業績は次のとおりとなりました。

経常収益は、貸出金利息の減少等により、前年同期比3億99百万円減少して115億9百万円となりました。一方、経常費用も、与信関連費用の減少等により、前年同期比11億11百万円減少して96億50百万円となりました。この結果、経常利益は前年同期比7億12百万円増加して18億58百万円となりました。

また、親会社株主に帰属する中間純利益は前年同期比6億63百万円増加して12億38百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間末における財政状態については、総資産は前連結会計年度末に比べ65億円減少して1 兆896億円となりました。また、純資産は前連結会計年度末に比べ19億円増加して756億円となりました。

譲渡性預金を含めた預金等は、一般法人預金は増加しましたが、個人預金、公金預金、金融機関預金が減少したことから、前連結会計年度末に比べ60億円減少して9,435億円となりました。一方、貸出金は、金融業・保険業、卸売業・小売業等は減少しましたが、地方公共団体、製造業、運輸業・郵便業、不動産業・物品賃貸業等が増加したことから、前連結会計年度末に比べ16億円増加して6,974億円となりました。また、有価証券は、国債等が減少しましたが、社債及びその他の証券等が増加したことから、前連結会計年度末に比べ17億円増加して3,061億円となりました。

なお、セグメント情報における業績については、銀行業務での経常収益は前第2四半期連結累計期間比1億3百万円減少して88億99百万円、経常費用は同比7億円減少して71億70百万円、セグメント利益は同比5億97百万円増加して17億29百万円、セグメント資産は同比3億80百万円増加して1兆782億79百万円、セグメント負債は同比16億17百万円減少して1兆73億5百万円となりました。

リース業務での経常収益は前第2四半期連結累計期間比2億79百万円減少して25億6百万円、経常費用は同比4億9百万円減少して23億65百万円、セグメント利益は同比1億30百万円増加して1億41百万円、セグメント資産は同比12億93百万円増加して133億70百万円、セグメント負債は同比10億63百万円増加して94億60百万円となりました。

クレジットカード業務での経常収益は前第2四半期連結累計期間比10百万円減少して1億70百万円、経常費用は同比5百万円増加して1億80百万円、セグメント利益は同比16百万円減少して9百万円の損失、セグメント資産は同比3億28百万円増加して30億5百万円、セグメント負債は同比3億34百万円増加して19億14百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間における資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比30百万円増加して68億22百万円となりました。これは、国内業務部門で同1百万円増加して63億59百万円、国際業務部門で同29百万円増加して4億63百万円となったことによるものであります。

役務取引等収支は前第2四半期連結累計期間比71百万円増加して1億69百万円となりました。これは国内業務部門で同71百万円増加して1億64百万円となったこと等によるものであります。

その他業務収支は前第2四半期連結累計期間比69百万円増加して4億57百万円となりました。これは、国内業務部門で同1億34百万円増加して6億31百万円、国際業務部門で同65百万円減少して 1億73百万円となったことによるものであります。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
↑里天貝 		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	6,358	434	6,792
貝並建州牧文	当第2四半期連結累計期間	6,359	463	6,822
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	6,620	466	21 7,065
プラ貝亚連州収益	当第2四半期連結累計期間	6,567	501	20 7,048
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	261	32	21 272
プラ貝並剛珪貝州	当第2四半期連結累計期間	208	38	20 225
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	92	5	97
	当第2四半期連結累計期間	164	4	169
 うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	1,008	8	1,017
プロ技術報刊登扱画	当第2四半期連結累計期間	1,079	8	1,087
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	915	3	919
プロ技術級可守負用	当第2四半期連結累計期間	915	3	918
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	496	108	388
での世来が収入	当第2四半期連結累計期間	631	173	457
= + 7 O	前第2四半期連結累計期間	3,003	61	3,065
うちその他業務収益	当第2四半期連結累計期間	2,961	9	2,971
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	2,507	169	2,676
フ りての他来伤員用	当第2四半期連結累計期間	2,330	182	2,513

- (注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
 - 2. 連結会社間の取引に係る収益・費用につきましては、相殺消去のうえ記載しております。
 - 3. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
 - 4. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結累計期間0百万円、当第2四半期連結累計期間0百万円)を控除して表示しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間における役務取引等収益は前第2四半期連結累計期間比70百万円増加して10億87百万円となりました。これは、国内業務部門で同71百万円増加して10億79百万円となったこと等によるものであります。

一方、役務取引等費用は前第2四半期連結累計期間比微減して9億18百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
世現	期別 	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	1,008	8	1,017
1文份权可寻收益	当第2四半期連結累計期間	1,079	8	1,087
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	213	-	213
フラ頂並・貝山耒份	当第2四半期連結累計期間	242	-	242
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	294	8	303
フ5 荷賀耒務 	当第2四半期連結累計期間	317	7	324
ことは 光明 油 光教	前第2四半期連結累計期間	191	-	191
うち証券関連業務	当第2四半期連結累計期間	187	-	187
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	12	•	12
	当第2四半期連結累計期間	13	•	13
うち保護預り・貸金庫	前第2四半期連結累計期間	6	•	6
業務	当第2四半期連結累計期間	6	-	6
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	10	0	10
プラ体証未務	当第2四半期連結累計期間	21	0	22
少 <u>多取引</u> 学费中	前第2四半期連結累計期間	915	3	919
役務取引等費用 	当第2四半期連結累計期間	915	3	918
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	50	3	53
フラ荷官耒伤 	当第2四半期連結累計期間	50	3	53

⁽注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

^{2.} 連結会社間の取引に係る収益・費用につきましては、相殺消去のうえ記載しております。

国内・国際業務部門別特定取引の状況 該当事項はありません。

国内・国際業務部門別預金残高の状況 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
/里 次 貝		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	915,355	2,546	917,902
「共立口前	当第2四半期連結会計期間	911,464	3,792	915,257
a 七 汝 動 此 邳 今	前第2四半期連結会計期間	402,643	-	402,643
うち流動性預金 	当第2四半期連結会計期間	417,195	-	417,195
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	509,389	-	509,389
	当第2四半期連結会計期間	490,160	-	490,160
うちその他	前第2四半期連結会計期間	3,321	2,546	5,868
754016	当第2四半期連結会計期間	4,108	3,792	7,900
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	18,500	-	18,500
	当第2四半期連結会計期間	28,300	-	28,300
総合計	前第2四半期連結会計期間	933,855	2,546	936,402
	当第2四半期連結会計期間	939,764	3,792	943,557

- (注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。
 - 2.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 - 3.定期性預金=定期預金+定期積金
 - 4. 連結会社間の取引に係る債権・債務につきましては、相殺消去のうえ記載しております。

貸出金残高の状況

業種別貸出状況 (末残・構成比)

34.17 Di	前第2四半期連結	会計期間	当第2四半期連結会計期間		
業種別	金 額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	688,364	100.00	697,490	100.00	
製造業	59,986	8.71	60,502	8.68	
農業、林業	3,371	0.49	3,508	0.50	
漁業	4,106	0.60	4,722	0.68	
鉱業、採石業、砂利採取業	253	0.04	256	0.04	
建設業	31,823	4.62	32,938	4.72	
電気・ガス・熱供給・水道業	33,197	4.82	35,082	5.03	
情報通信業	7,282	1.06	9,222	1.32	
運輸業、郵便業	12,433	1.81	16,483	2.36	
卸売業、小売業	86,849	12.62	86,128	12.35	
金融業、保険業	45,110	6.55	36,706	5.26	
不動産業、物品賃貸業	101,964	14.81	104,946	15.05	
各種サービス業	105,323	15.30	104,983	15.05	
地方公共団体	83,385	12.11	86,264	12.37	
その他	113,276	16.46	115,743	16.59	
特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-	
政府等	-	-	-	-	
金融機関	-	-	-	-	
その他			-	-	
合計	688,364		697,490		

(注)「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローは以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

貸出金の増加及び譲渡性を含めた預金、借用金の減少等により 101億31百万円となりました。

(前第2四半期連結累計期間比149億18百万円増加)

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

有価証券運用等により 18億23百万円となりました。

(前第2四半期連結累計期間比1億41百万円減少)

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

配当金支払及び自己株式の取得等により 2億71百万円となりました。

(前第2四半期連結累計期間比5百万円減少)

この結果、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ122億25百万円減少して535億80百万円となりました。

(3) 経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等、事業上及び財務上の対処すべ き課題

当第2四半期連結累計期間において、経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。また、当行グルー プの事業上及び財務上の対処すべき課題についても、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等(単体)

2018年9月に公表した中期経営計画(2018年4月~2021年3月)の主要計数目標と実績は次のとおりでありま す。

	2019年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
	(計画)	(実績)	(計画)	(計画)
コア業務純益 1	1,957百万円	1,521百万円	1,940百万円	2,423百万円
業務粗利益経費率 2	71.19%	73.16%	71.37%	70.03%
当期純利益	15億円	9億円	15億円	16億円
自己資本比率	9.4%程度	9.60%	9.3%程度	9.3%程度

- 1 コア業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額 国債等債券関係損益
- 2 業務粗利益経費率 = (経費 機械化関連費用)÷業務粗利益

当第2四半期連結累計期間における進捗状況

計画 983百万円 実績 1,086百万円 計画比 103百万円 コア業務純益 業務粗利益経費率 計画 71.74% 実績 69.44% 計画比 2.30%

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適 当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基 づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

l己資本比率(国内基準)	(単位:億円、%)
	2019年 9 月30日
1.連結自己資本比率(2/3)	9.93
2.連結における自己資本の額	662
3. リスク・アセットの額	6,667
4 . 連結総所要自己資本額	266

単体自己資本比率(国内基準)

己資本比率(国内基準)	(単位:億円、%)
	2019年 9 月30日
1.自己資本比率(2/3)	9.58
2.単体における自己資本の額	627
3.リスク・アセットの額	6,544
4 . 単体総所要自己資本額	261

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により 経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3.要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

連歩の区 人	2018年 9 月30日	2019年 9 月30日
債権の区分 	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	49	53
危険債権	242	223
要管理債権	13	11
正常債権	6,736	6,871

3【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,900,000
第 1 種優先株式	40,900,000
計	40,900,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2019年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (2019年11月20日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	10,244,800	10,244,800	東京証券取引所市場第一部	権利内容に何ら限定のない当 行における標準となる株式で あり、単元株式数は100株で あります。
第1種優先株式 (注)1	7,500,000	7,500,000	非上場	(注) 2 , 3 , 4 , 5
計	17,744,800	17,744,800		

- (注) 1. 第1種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。
 - 2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である第1種優先株式の特質につきましては、当行の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が変動し、その修正基準・頻度および行使価額の下限等は、(注)5.に記載のとおりであります。なお、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項、および株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との取決めはありません。
 - 3. 単元株式数は100株であり、議決権はありません。また、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。
 - 4. 第1種優先株式については、当行は、規定の条件に基づき取得することができます。

- 5 . 第1種優先株式の内容は下記のとおりであります。
- (1) 第 1 種優先配当金

当銀行は、定款第34条第1項に定める期末の剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1種優先株式を有する株主(以下、「第1種優先株主」という。)または第1種優先株式質権者(以下、「第1種優先株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(2)に定める配当年率(以下、「第1種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)(以下、「第1種優先配当金」という。)の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して下記(5)に定める第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 第1種優先配当年率

各事業年度に係る第1種優先配当年率

第 1 種優先配当年率 = 日本円TIBOR(12ヶ月物) + 1.10%(%未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位 を四捨五入する。)

上記の算式において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年の4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日)(以下、「第1種優先配当年率決定日」という。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、第1種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を、日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いるものとする。ただし、上記の算式の結果が8%を超える場合には、第1種優先配当年率は8%とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第1種 優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続きの中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続きの中で行われる同法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りでない。

(5) 第1種優先中間配当金

当銀行は、定款第34条第2項に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき、第1種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下、「第1種優先中間配当金」という。)を支払う。

(6) 残余財産の分配

残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記 に定める経過第1種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

非参加条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、上記 のほか、残余財産の分配は行わない。 経過第1種優先配当金相当額

第1種優先株式1株当たりの経過第1種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下、「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数に第1種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 議決権

第1種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第1種優先株主は、定時株主総会に第1種優先配当金の額全部(第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、第1種優先配当金の額全部(第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、第1種優先配当金の額全部(第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(8) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

第1種優先株主は、下記 に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して、自己の有する第1種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、第1種優先株主がかかる取得の請求をした第1種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産を当該第1種優先株主に対して交付するものとする。

取得を請求することができる期間

2010年12月29日から2024年12月28日まで(以下、「取得請求期間」という。)とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第1種優先株式の取得と引換えに、第1種優先株主が取得の請求をした第1種優先株式数に第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記 ないしに定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第1種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日(取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所(当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所)における当銀行の普通株式の終値(気配表示を含む。以下、「終値」という。)が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日(以下、「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日まで(当日を含む。)の直近の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、下記に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

下限取得価額

下限取得価額は502円とする(ただし、下記 による調整を受ける。)。

取得価額の調整

イ.第1種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む。)を次に定める算式(以下、「取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

交 付 1 株 当 た り の 普 通 数 払 株 尤 ìλ 金 額 旣 発 行 普通株式数 時価 調 前 後 取得価額 取得価額 既発行普通株式数 + 交付普通株式数

() 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である 普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当銀行の普通株式の交付を請 求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下 本 において同じ。)その他の証券(以下、「取得請求権付株式等」という。)、または当銀行 の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付 新株予約権その他の証券(以下、「取得条項付株式等」という。)が取得または行使され、これ に対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

() 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当銀行の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。)が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

() 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記二.に定義する意味を有する。以下、本 ()、下記()および()ならびに下記八.()において同じ。)をもって当銀行の普通株式の 交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下、「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

() 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ.または口.と類似する希薄化防止のための調整を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下、「修正日」という。)における修正後の価額(以下、「修正価額」という。)が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または 行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日 の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下、「調整係数」という。)を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日前に上記()または本()による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記 による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記()または本()による直前の 調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記 による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

() 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()または()による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。

()株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数(効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

口.上記イ.()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、 取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額 (下限取得価額を含む。)に変更される。

- 八.()取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本に準じて調整する。
 - () 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
 - () 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.() ないし()に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。) の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ.および口.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.()(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.()(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.()または()に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
 - () 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.()の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ.()および()の場合には0円、上記イ.()ないし()の場合には価額(ただし、()の場合は修正価額)とする。
- 二.上記イ.()ないし()および上記八.()において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- ホ.上記イ.()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通 株式数から、上記八.()に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株 式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普 通株式数を加えたものとする。
- へ.上記イ.()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.()ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト.取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額(下記(10) に定める一斉取得価額を含む。以下、本 において同じ。)は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

取得請求受付場所

大阪市中央区北浜四丁目5番33号

三井住友信託銀行株式会社証券代行部

取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

(9) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当銀行は、2019年12月29日以降、取締役会が別に定める日(以下、「取得日」という。)が到来したときは、法令上可能な範囲で、第1種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日(開催日を含む。)の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかる第1種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産を第1種優先株主に対して交付するものとする。なお、第1種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(8) に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第1種優先株式の取得と引換えに、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過第1種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本 においては、上記(6) に定める経過第1種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第1種優先配当金相当額を計算する。

(10) 普通株式を対価とする取得条項

普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない第1種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日(以下、「一斉取得日」という。)をもって取得する。この場合、当銀行は、かかる第1種優先株式を取得するのと引換えに、第1種優先株主に対し、その有する第1種優先株式数に第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記 に定める普通株式の時価(以下、「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。第1種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値(終値が算出されない日を除く。)に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(11) 株式の分割または併合および株式無償割当て

分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第1種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第1種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
2019年 9 月30日	-	17,744	-	19,544	-	11,751

(5)【大株主の状況】

所有株式数別

2019年 9 月30日現在

	1	1	2019年3月30日現在
氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内3丁目4番2号	7,500	42.46
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	637	3.60
高知銀行持株会	高知県高知市堺町2番24号	458	2.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	370	2.09
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	309	1.74
四国総合信用株式会社	香川県高松市古新町1番地7	206	1.16
株式会社技研製作所	高知県高知市布師田3948番地 1	169	0.96
株式会社ヨンキュウ	愛媛県宇和島市築地町 2 丁目318番地235	167	0.94
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	140	0.79
損害保険ジャパン日本興亜 株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	137	0.77
計		10,096	57.17

(注) 1.上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 637千株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) 370千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 309千株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5) 140千株

- 2. 上記の発行済株式より除く自己株式には、業績連動型株式報酬制度に関する日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する当行株式は含まれておりません。
- 3. 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
- 4.発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

所有議決権数別

2019年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	6,373	6.32
高知銀行持株会	高知県高知市堺町 2 番24号	4,583	4.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,708	3.67
日本マスタートラスト信託銀 行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	3,090	3.06
四国総合信用株式会社	香川県高松市古新町1番地7	2,063	2.04
株式会社技研製作所	高知県高知市布師田3948番地 1	1,697	1.68
株式会社ヨンキュウ	愛媛県宇和島市築地町 2 丁目318番地235	1,674	1.66
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,406	1.39
損害保険ジャパン日本興亜株 式会社	東京都新宿区西新宿 1 丁目26番 1 号	1,374	1.36
株式会社光通信	東京都豊島区西池袋1丁目4番10号	1,222	1.21
計		27,190	26.96

(注) 1.上記の信託銀行所有議決権数のうち、当該銀行の信託業務に係る議決権数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 6,373個 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) 3,708個 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 3,090個 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5) 1,406個

- 2.上記 所有株式数別に記載している株式会社整理回収機構所有の第1種優先株式は、議決権を有しておりません。なお、第1種優先株式の所有者は、次のとおりであります。また、第1種優先株式の内容については、「1 株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」に記載しております。
- 3.総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

第1種優先株式

2019年 9 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内3丁目4番2号	7,500	-
計		7,500	-

(6)【議決権の状況】 【発行済株式】

2019年 9 月30日現在

区分	株式数(株)		議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式	7,500,000	-	(注)1
議決権制限株式(自己株式等)		-	-	-
議決権制限株式(その他)		-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式	84,400	-	当行保有の普通株式
完全議決権株式(その他)	普通株式	10,083,300	100,833	(注)2
単元未満株式	普通株式	77,100	-	一単元 (100株)未満の 株式 (注)3
発行済株式総数		17,744,800	-	-
総株主の議決権		-	100,833	-

- (注) 1. 第1種優先株式の内容は、「1 株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」に記載しております。
 - 2.「完全議決権株式(その他)」には、業績連動型株式報酬制度に関する日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する当行株式45千株(議決権450個)が含まれております。なお、当該議決権の数450個は、議決権不行使となっております。
 - 3.「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式が90株含まれております。

【自己株式等】

2019年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社高知銀行	高知県高知市堺町2番24号	84,400	-	84,400	0.47
計		84,400	-	84,400	0.47

(注)業績連動型株式報酬制度導入のため設定した日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する 当行株式45千株は、上記自己株式に含まれておりません。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

- 1. 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2.当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1999年大蔵省令第24号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3.当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1977年大蔵省令第38号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自2019年4月1日 至2019年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自2019年4月1日 至2019年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】

(1)【中間連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (2019年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2019年 9 月30日)
資産の部		
現金預け金	6 66,696	6 54,451
金銭の信託	1,069	1,106
有価証券	6, 10 304,416	6, 10 306,183
貸出金	1, 2, 3, 4, 5, 7 695,794	1, 2, 3, 4, 5, 7 697,490
, 外国為替	1,101	1,043
リース債権及びリース投資資産	6 6,858	6 7,391
その他資産	6 14,023	6 15,970
有形固定資産	9 16,112	9 15,951
無形固定資産	374	302
繰延税金資産	3	3
支払承諾見返	1,699	1,545
貸倒引当金	11,978	11,816
資産の部合計	1,096,172	1,089,625
負債の部		
預金	6 900,902	6 915,257
譲渡性預金	48,670	28,300
コールマネー及び売渡手形	221	323
借用金	6 60,117	6 51,467
外国為替	5	-
その他負債	4,745	6 10,440
賞与引当金	372	361
退職給付に係る負債	3,215	3,222
睡眠預金払戻損失引当金	222	193
株式報酬引当金	22	27
繰延税金負債	514	1,039
再評価に係る繰延税金負債	8 1,706	8 1,697
負ののれん	102	94
支払承諾	1,699	1,545
負債の部合計	1,022,519	1,013,973
純資産の部	10.544	10.511
資本金	19,544	19,544
資本剰余金	16,702	16,699
利益剰余金	25,151 188	26,146 189
自己株式 株主資本合計		
休工員 4 日 司 その他有価証券評価差額金	61,209	62,200
	5,914	6,885
土地再評価差額金	8 3,566 13	8 3,546
退職給付に係る調整累計額		10 420
その他の包括利益累計額合計	9,466	10,420
新株予約権	38	38
非支配株主持分	2,938	2,991
無資産の部合計 会集及がは答案の部合計	73,653	75,651
負債及び純資産の部合計	1,096,172	1,089,625

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】 【中間連結損益計算書】

	前中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
経常収益	11,908	11,509
資金運用収益	7,065	7,048
(うち貸出金利息)	5,185	5,035
(うち有価証券利息配当金)	1,853	1,983
役務取引等収益	1,017	1,087
その他業務収益	3,065	2,971
その他経常収益	1 761	1 401
経常費用	10,762	9,650
資金調達費用	272	225
(うち預金利息)	251	200
役務取引等費用	919	918
その他業務費用	2,676	2,513
営業経費	2 6,088	2 5,873
その他経常費用	з 804	з 119
経常利益	1,146	1,858
特別損失	73	17
固定資産処分損	43	2
減損損失	4 29	4 15
税金等調整前中間純利益	1,073	1,840
法人税、住民税及び事業税	601	484
法人税等調整額	91	75
法人税等合計	509	560
中間純利益	563	1,280
非支配株主に帰属する中間純利益	11	42
親会社株主に帰属する中間純利益	575	1,238

【中間連結包括利益計算書】

		(単位:百万円)
	前中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
中間純利益	563	1,280
その他の包括利益	733	988
その他有価証券評価差額金	731	985
退職給付に係る調整額	1	2
中間包括利益	169	2,269
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	197	2,212
非支配株主に係る中間包括利益	27	57

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

		株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	19,544	16,702	24,518	187	60,576		
当中間期変動額							
剰余金の配当			262		262		
親会社株主に帰属する中間 純利益			575		575		
自己株式の取得				0	0		
土地再評価差額金の取崩			1		-		
連結子会社に対する持分変 動に伴う資本剰余金の増減		1			-		
株主資本以外の項目の当中 間期変動額(純額)							
当中間期変動額合計	-	,	312	0	311		
当中間期末残高	19,544	16,702	24,830	188	60,888		

		その他の包括	舌利益累計額				
	その他有価証 券評価差額金	土地再評価差 額金	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合 計	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	6,717	3,674	4	10,396	38	2,855	73,867
当中間期变動額							
剰余金の配当							262
親会社株主に帰属する中間 純利益							575
自己株式の取得							0
土地再評価差額金の取崩							-
連結子会社に対する持分変 動に伴う資本剰余金の増減							1
株主資本以外の項目の当中 間期変動額(純額)	770	•	1	772		25	747
当中間期変動額合計	770	-	1	772	-	25	435
当中間期末残高	5,947	3,674	2	9,624	38	2,880	73,432

当中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	19,544	16,702	25,151	188	61,209	
当中間期変動額						
剰余金の配当			263		263	
親会社株主に帰属する中間 純利益			1,238		1,238	
自己株式の取得				0	0	
土地再評価差額金の取崩			19		19	
連結子会社に対する持分変 動に伴う資本剰余金の増減		2			2	
株主資本以外の項目の当中 間期変動額(純額)						
当中間期変動額合計	-	2	994	0	991	
当中間期末残高	19,544	16,699	26,146	189	62,200	

		その他の包括					
	その他有価証 券評価差額金	土地再評価差 額金	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合 計	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	5,914	3,566	13	9,466	38	2,938	73,653
当中間期変動額							
剰余金の配当							263
親会社株主に帰属する中間 純利益							1,238
自己株式の取得							0
土地再評価差額金の取崩							19
連結子会社に対する持分変 動に伴う資本剰余金の増減							2
株主資本以外の項目の当中 間期変動額(純額)	970	19	2	954		52	1,006
当中間期変動額合計	970	19	2	954	-	52	1,998
当中間期末残高	6,885	3,546	10	10,420	38	2,991	75,651

	前中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	1,073	1,840
減価償却費	499	421
減損損失	29	15
負ののれん償却額	8	8
貸倒引当金の増減()	536	162
賞与引当金の増減額(は減少)	15	10
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	37	11
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	5	-
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	1	28
株式報酬引当金の増減額(は減少)	4	5
資金運用収益	7,065	7,048
資金調達費用	272	225
有価証券関係損益()	811	657
金銭の信託の運用損益 (は運用益)	121	36
為替差損益(は益)	0	0
固定資産処分損益(は益)	43	2
貸出金の純増()減	3,992	1,695
預金の純増減()	1,727	14,354
譲渡性預金の純増減()	11,500	20,370
借用金(劣後特約付借入金を除く)の純増減 ()	11,772	8,650
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	4,452	18
コールマネー等の純増減()	113	101
外国為替(資産)の純増()減	142	57
外国為替(負債)の純増減()	2	5
リース債権及びリース投資資産の純増()減	46	561
資金運用による収入	7,239	7,385
資金調達による支出	779	239
その他	562	5,498
小計	24,862	9,535
	187	596
 営業活動によるキャッシュ・フロー	25,050	10,131
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	36,862	37,758
有価証券の売却による収入	9,945	7,297
有価証券の償還による収入	25,769	28,815
有形固定資産の取得による支出	465	191
有形固定資産の売却による収入	-	15
有形固定資産の除却による支出	23	0
無形固定資産の取得による支出	46	2
 投資活動によるキャッシュ・フロー	1,681	1,823

		(+12:11)
	前中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	262	263
非支配株主への配当金の支払額	2	2
自己株式の取得による支出	0	0
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得に よる支出	-	4
財務活動によるキャッシュ・フロー	265	271
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	26,997	12,225
現金及び現金同等物の期首残高	76,272	65,806
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 49,275	1 53,580

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

- 1.連結の範囲に関する事項
- (1)連結子会社 4社

株式会社高銀ビジネス、オーシャンリース株式会社、株式会社高知カード、こうぎん地域協働投資事業有限責任 組合

(2) 非連結子会社

該当事項はありません。

2 . 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 . 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 4社

4 . 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4)固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物:39年~50年その他:5年~10年

無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(5)貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産 監査部署が査定結果を監査しております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による 回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,681 百万円(前連結会計年度末は2,582百万円)であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払 戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(8)株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、当行の取締役(社外取締役を除く)への将来の当行株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、ポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については 給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであり ます。

過去勤務費用:発生年度に一括損益処理

数理計算上の差異:各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の 自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11)中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(12)消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

(追加情報)

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

当行は、2018年3月期より、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、 当行の取締役(社外取締役を除く。以下同じ。)を対象に、業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」という。)を 導入しております。なお、新規に新株予約権の付与は行わないこととしております。

1.取引の概要

本制度は、当行が金銭を拠出することにより設定する信託(以下「本信託」という。)が当行株式を取得し、各取締役に対して当行が定める株式交付規程に従い、業績達成度等一定の基準に応じて当行が付与するポイントの数に相当する当行株式及び当行株式に代わる金銭が、本信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。

2.信託に残存する当行の株式

信託に残存する当行の株式は、株主資本において自己株式として計上しており、前連結会計年度末及び当中間連結会計期間末における当該自己株式の帳簿価額は55,800千円、株式数は45千株であります。

(中間連結貸借対照表関係)

1.貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
破綻先債権額	451百万円	547百万円
	27 306百万円	26 904百万円

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2.貸出金のうち3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3.貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2019年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2019年 9 月30日)
 1.450百万円	1.139百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4.破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
合計額	29,207百万円	28,591百万円

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度		当中間連結会計期間
(2019年 3 月31日)		(2019年 9 月30日)
		4,815百万円

6.担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	85,917百万円	88,870百万円
リース債権及びリース投資資産	303百万円	209百万円
現金預け金	40百万円	40百万円
計	86,261百万円	89,120百万円
担保資産に対応する債務		
預金	430百万円	690百万円
借用金	54,755百万円	46,165百万円
その他負債	-	3,401百万円
=記のほか、為替決済等の取引の担保として、次の=	ものを差し入れております。	
	前連結会計年度 (2019年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2019年 9 月30日)
有価証券	2,029百万円	2,237百万円
現金預け金	18百万円	18百万円
その他資産	6百万円	6百万円
ミた、その他資産には、中央清算機関差入証拠金及で ミす。	が保証金等が含まれておりますが、	その金額は次のとおりであり
	前連結会計年度 (2019年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2019年 9 月30日)
中央清算機関差入証拠金	5,000百万円	5,000百万円
敷金保証金	199百万円	223百万円
その他の保証金	1,023百万円	977百万円

7.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
融資未実行残高	183,867百万円	185,625百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	183,328百万円	184,521百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

EDINET提出書類 株式会社高知銀行(E03664) 四半期報告書

8.土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(1991年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後 の帳簿価額の合計額との差額

 当中間連結会計期間 (2019年 9 月30日)

9. 有形固定資産の減価償却累計額

前連結会計年度 (2019年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
 14,814百万円	14,964百万円

10.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (2019年 3 月31日) (2019年 7 月30日) (2019年 9 月30日) (2019年 9 月30日)

(中間連結損益計算書関係)

株式等償却

1.その他経常収益には、次のものを含んでおります。

١.	その他経界収益には、次のものを含んであり	<u> まり。</u>			
		(自	間連結会計期間 2018年 4 月 1 日 2018年 9 月30日)	当中 (自 至	P間連結会計期間 2019年 4 月 1 日 2019年 9 月30日)
	株式等売却益		495百万円		292百万円
	金銭の信託運用益		121百万円		36百万円
	償却債権取立益		38百万円		30百万円
2 .	営業経費には、次のものを含んでおります。				
		(自	間連結会計期間 2018年 4 月 1 日 2018年 9 月30日)	当中 (自 至	P間連結会計期間 2019年 4 月 1 日 2019年 9 月30日)
	給料・手当		3,219百万円		3,139百万円
3 .	その他経常費用には、次のものを含んでおり	ます。			
		(自	間連結会計期間 2018年 4 月 1 日 2018年 9 月30日)	当中 (自 至	P間連結会計期間 2019年 4 月 1 日 2019年 9 月30日)
	貸倒引当金繰入額		646百万円		38百万円
	貸出金償却		101百万円		28百万円
	株式等売却損		-		19百万円

4.継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

1百万円

0百万円

			前中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
<u>地域</u>	主な用途	<u>種類</u>	<u>減損損失</u>	<u>減損損失</u>
愛媛県内	営業店舗	土地	-	14百万円
		建物	-	0百万円
高知県内	遊休資産等	土地	2百万円	-
		建物	27百万円	-

当行の資産のグルーピングについては、稼動資産は管理会計上において継続的な収支の把握を行っている単位である各営業店舗とし、また遊休資産等(売却・廃止予定店舗を含む)については各資産としております。

回収可能価額の算定は、正味売却価額によっており、不動産鑑定評価等に基づく評価から処分費用見込額を控除して算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	10,244	-	-	10,244	
第1種優先株式	7,500	-	-	7,500	
合 計	17,744	-	-	17,744	
自己株式					
普通株式	127	0	-	128	(注)1、2
合 計	127	0	-	128	

- (注) 1. 自己株式における普通株式の当中間連結会計期間末株式数には、株式交付信託が保有する当行株式45千株が含まれております。
 - 2. 自己株式における普通株式の増加株式数0千株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

2.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結		
区分 新株予約 権の内訳		当連結会計	当中間連結会計期間		当中間連結	会計期間末 残高	摘要	
			増加	減少	会計期間末	(百万円)		
	ストック・オプ		,			•		
当行	ションとしての						38	
	新株予約権							
合 計							38	

3.配当に関する事項

(1)当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年 6 月26日	普通株式	152	15.00	2018年3月31日	2018年 6 月27日
定時株主総会	第1種優先株式	110	14.736	2018年3月31日	2018年 6 月27日

(注)「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当行株式(2018年3月31日基準日:45千株)に対する配当金 675千円が含まれております。

(2)基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年11月9日 取締役会	普通株式	101	利益剰余金	10	2018年9月30日	2018年12月7日
	第1種優先株式	74	利益剰余金	9.888	2018年9月30日	2018年12月7日

(注)「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当行株式(2018年9月30日基準日:45千株)に対する配当金450 千円が含まれております。 当中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

1 . 発行済株式の種	1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)						
	当連結会計年度期首 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間 末株式数	摘要		
発行済株式							
普通株式	10,244	-	-	10,244			
第1種優先株式	7,500	-	-	7,500			
合 計	17,744	-	-	17,744			
自己株式							
普通株式	129	0	-	129	(注)1、2		
合 計	129	0	-	129			

- (注) 1. 自己株式における普通株式の当中間連結会計期間末株式数には、株式交付信託が保有する当行株式45千株が含 まれております。
 - 2. 自己株式における普通株式の増加株式数0千株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

		新株予約権の	新株予約権の目的となる株式の数(村本名の株式の数(村本名の株式の数)		一 一 一 一 一 一 一 一 一 一			
区分	新株予約 権の内訳	目的となる 株式の種類	当連結会計	当中間連約	吉会計期間	当中間連結	会計期間末 残高	摘要
			年度期首	増加	減少	会計期間末	(百万円)	
	ストック・オプ		,		-	•		
当行	ションとしての						38	
	新株予約権							
É	· 合 計						38	

3.配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決 議) 株式の種類		配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日		
2019年 6 月25日	普通株式	152	15.00	2019年3月31日	2019年 6 月26日		
定時株主総会	第1種優先株式	111	14.832	2019年 3 月31日	2019年 6 月26日		

(注)「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当行株式(2019年3月31日基準日:45千株)に対する配当金 675千円が含まれております。

(2)基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決 議)	 株式の種類 	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年11月8日	普通株式	101	利益剰余金	10.00	2019年 9 月30日	2019年12月6日
取締役会	第1種優先株式	74	利益剰余金	9.888	2019年 9 月30日	2019年12月6日

(注)「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当行株式(2019年9月30日基準日:45千株)に対する配当金450 千円が含まれております。

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
現金預け金勘定	54,718百万円	54,451百万円
普通預け金	65百万円	437百万円
定期預け金	188百万円	188百万円
譲渡性預け金	5,000百万円	-
その他預け金	190百万円	245百万円
現金及び現金同等物	49,275百万円	53,580百万円

(リース取引関係)

リース取引関係について、記載すべき重要なものはありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

前連結会計年度 (2019年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差額
(1) 現金預け金	66,696	66,696	-
(2) 金銭の信託	1,069	1,069	-
(3) 有価証券			
その他有価証券	303,178	303,178	-
(4) 貸出金	695,794		
貸倒引当金(*1)	11,583		
	684,211	687,438	3,226
資産計	1,055,155	1,058,382	3,226
(1) 預金	900,902	900,959	57
(2) 譲渡性預金	48,670	48,670	-
(3) コールマネー及び売渡手形	221	221	-
(4) 借用金	60,117	60,087	30
負債計	1,009,912	1,009,938	26

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(単位:百万円)

当中間連結会計期間 (2019年9月30日)

中間連結貸借 時 価 差額 対照表計上額 現金預け金 (1) 54,451 54,451 金銭の信託 (2) 1,106 1,106 (3) 有価証券 その他有価証券 304,903 304,903 (4) 貸出金 697,490 貸倒引当金(*1) 11,382 686,107 689,444 3,336 資産計 1,046,568 1,049,905 3,336 (1) 預金 915,257 915,305 47 (2) 譲渡性預金 28,300 28,300 コールマネー及び売渡手形 323 323 (3) 借用金 28 (4) 51,467 51,438 負債計 995,348 995,367 18

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債等は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

^(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(4)貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。また、個人ローン等は、商品ごとのキャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日 (連結決算日)における中間連結貸借対照表 (連結貸借対照表)上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1)預金、及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日(連結決算日)に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形

これらは約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を 時価としております。

(4)借用金

借用金は、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報「資産(3)有価証券」には含まれておりません。

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年 9 月30日)	
非上場株式(*1)(*2)	1,089	1,089	
組合出資金(*3)	148	190	
合 計	1,238	1,280	

- (*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (*2) 前連結会計年度において、非上場株式についての減損処理額はありません。 当中間連結会計期間における、非上場株式についての減損処理額はありません。
- (*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

- 1.中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」を記載しております。
- 2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。
- 1.満期保有目的の債券 該当事項はありません。

2. その他有価証券

前連結会計年度(2019年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
	株式	12,264	6,770	5,493
	債券	172,559	168,646	3,913
	国債	51,300	49,476	1,824
│ 連結貸借対照表計上 │ 額が取得原価を超え	地方債	10,692	10,435	256
るもの	社債	110,566	108,734	1,832
	その他	59,785	57,701	2,084
	外国債券	38,305	37,780	524
	小計	244,609	233,118	11,491
	株式	4,335	5,172	836
	債券	11,315	11,361	45
	国債	993	995	1
│ 連結貸借対照表計上 │ 額が取得原価を超え	地方債	1	•	-
はいもの	社債	10,321	10,366	44
	その他	42,916	44,765	1,848
	外国債券	18,377	18,700	322
	小計	58,568	61,298	2,730
合	計	303,178	294,416	8,761

⁽注)非上場株式等(連結貸借対照表計上額1,238百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当中間連結会計期間(2019年9月30日現在)

	当中间建筑云前知间(2013年)万30日坑江)						
	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)			
	株式	12,014	6,410	5,603			
	債券	169,930	165,781	4,149			
	国債	41,761	40,342	1,418			
中間連結貸借対照表	地方債	8,886	8,683	203			
計上額が取得原価を 超えるもの	社債	119,282	116,754	2,527			
27.000	その他	77,990	74,782	3,207			
	外国債券	48,498	47,489	1,008			
	小計	259,934	246,974	12,960			
	株式	4,706	5,813	1,107			
	債券	9,386	9,436	49			
	国債	-	-	-			
中間連結貸借対照表	地方債	-	-	-			
計上額が取得原価を 超えないもの	社債	9,386	9,436	49			
NE / L / G V I G V /	その他	30,876	32,489	1,612			
	外国債券	10,204	10,354	149			
	小計	44,968	47,738	2,770			
合	計	304,903	294,713	10,190			

(注)非上場株式等(中間連結貸借対照表計上額1,280百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3.減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、113百万円(株式100百万円、社債13百万円)であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、社債12百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として、銘柄ごとに次のとおり定めております。

時価が取得原価に対して50%以上下落している場合

時価が取得原価に対して30%以上50%未満下落し、かつ発行会社の業績推移等を勘案した一定の基準に該当した場合

(金銭の信託関係)

- 1.満期保有目的の金銭の信託 該当事項はありません。
- 2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外) 該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2019年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	8,767
その他有価証券	8,767
その他の金銭の信託	-
()繰延税金負債	2,654
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	6,113
() 非支配株主持分相当額	198
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	5,914

当中間連結会計期間 (2019年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	10,193
その他有価証券	10,193
その他の金銭の信託	-
()繰延税金負債	3,094
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	7,098
() 非支配株主持分相当額	213
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	6,885

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引 該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2019年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	通貨先物				
	- 一 売建	-	-	-	-
金融商品	買建	-	-	-	-
取引所	通貨オプション				
	- 一 売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨スワップ	-	-	-	-
	為替予約				
	売建	15,703	-	169	169
	買建	329	-	1	1
占頭	通貨オプション				
/白奴	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	- 一 売建	-	-	-	-
	買建		-		
	合 計			168	168

- (注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2.時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(2019年9月30日現在)

	1132442417631-3 (=	019年9月30日現在)			
区分	種類	 契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	 評価損益(百万円)
	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
金融商品	買建	-	-	-	-
取引所	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨スワップ	-	-	-	-
	為替予約				
	売建	15,624	-	159	159
	買建	2,335	-	8	8
 店頭	通貨オプション				
/ 白頭	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建		-		
1	合 計			150	150

- (注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 - 2.時価の算定 割引現在価値等により算定しております。
 - (3)株式関連取引 該当事項はありません。
 - (4)債券関連取引 該当事項はありません。
 - (5)商品関連取引 該当事項はありません。
 - (6) クレジット・デリバティブ取引 該当事項はありません。
 - ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1.ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名 前中間連結会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日) 該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日) 該当事項はありません。

2.ストック・オプションの内容

前中間連結会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日) 該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日) 該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1.報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、当行及び連結子会社4社で構成されており、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

従いまして、金融業におけるサービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」、「リース業」及び「クレジットカード業」の3つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、為替業務等を行っております。

「リース業」は、連結子会社のオーシャンリース株式会社において、リース業務等を行っております。

「クレジットカード業」は、株式会社高知カードにおいて、クレジットカード業務を行っております。

2.報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法 報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な 事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は、第三者間取引価格に基づいております。

3.報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

	報告セグメント						
	銀行業	リース業	クレジット カード業	計	調整額	財務諸表 計上額	
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	8,983	2,744	180	11,908	-	11,908	
セグメント間の内部経常収益	19	40	-	59	59	-	
計	9,003	2,785	180	11,968	59	11,908	
セグメント利益	1,131	10	6	1,148	1	1,146	
セグメント資産	1,077,898	12,076	2,676	1,092,651	3,242	1,089,409	
セグメント負債	1,008,922	8,397	1,580	1,018,900	2,922	1,015,977	
その他の項目							
減価償却費	461	29	1	491	7	499	
資金運用収益	7,047	13	19	7,079	14	7,065	
資金調達費用	257	28	0	286	13	272	
特別損失	73	-	-	73	-	73	
(減損損失)	29	-	-	29	-	29	
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	520	0	15	537	10	547	

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。
 - 2.調整額は、次のとおりであります。
 - (1)セグメント利益の調整額 1百万円は、セグメント間取引消去等によるものであります。
 - (2)セグメント資産の調整額 3,242百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
 - (3)セグメント負債の調整額 2,922百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
 - (4)減価償却費の調整額7百万円は、グループ内のリース取引に伴い発生した減価償却費であります。
 - (5)資金運用収益の調整額 14百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
 - (6)資金調達費用の調整額 13百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
 - (7)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額10百万円は、グループ内のリース取引における有形固定資産の増加額であります。
 - 3. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

	報告セグメント					
	銀行業	リース業	クレジット カード業	計	調整額	財務諸表 計上額
経常収益						
外部顧客に対する経常収益	8,880	2,466	170	11,517	8	11,509
セグメント間の内部経常収益	19	39	-	59	59	-
計	8,899	2,506	170	11,576	67	11,509
セグメント利益又は損失()	1,729	141	9	1,860	1	1,858
セグメント資産	1,078,279	13,370	3,005	1,094,654	5,029	1,089,625
セグメント負債	1,007,305	9,460	1,914	1,018,680	4,706	1,013,973
その他の項目						
減価償却費	381	30	2	413	7	421
資金運用収益	7,030	14	18	7,063	14	7,048
資金調達費用	213	25	0	238	13	225
特別損失	17	0	-	17	-	17
(減損損失)	15	-	-	15	-	15
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	196	1	-	198	5	203

- (注)1.一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。
 - 2.調整額は、次のとおりであります。
 - (1)外部顧客に対する経常収益の調整額 8百万円は、「リース業」の貸倒引当金戻入益であります。
 - (2)セグメント利益又は損失()の調整額 1百万円は、セグメント間取引消去等によるものであります。
 - (3)セグメント資産の調整額 5,029百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
 - (4)セグメント負債の調整額 4,706百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
 - (5)減価償却費の調整額7百万円は、グループ内のリース取引に伴い発生した減価償却費であります。
 - (6)資金運用収益の調整額 14百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
 - (7)資金調達費用の調整額 13百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
 - (8) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 5 百万円は、グループ内のリース取引における有形固定資産の増加額であります。
 - 3.セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

1.サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	5,185	2,666	2,723	1,333	11,908

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2.地域ごとの情報

(1)経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1.サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	5,035	2,760	2,435	1,277	11,509

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2.地域ごとの情報

(1)経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

(単位:百万円)

		報告セク	ブメント	7.0/4	A+1	
	銀行業	リース業	クレジット カード業	計	その他	合計
減損損失	29	-	-	29	-	29

当中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位:百万円)

	7.0/4	A+1					
	銀行業	リース業	クレジット カード業	計	その他	合計	
減損損失	15	1	-	15	-	15	

【報告セグメントごとの負ののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

(単位:百万円)

報告セグメント				7.0%	△ ÷1	
	銀行業	リース業	クレジット カード業	その他	合計	
当中間期償却額	-	8	-	-	8	
当中間期末残高	-	111	-	-	111	

当中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位:百万円)

報告セグメント				7.0/11.	A+1	
	銀行業	リース業	クレジット カード業	その他	合計	
当中間期償却額	-	8	-	-	8	
当中間期末残高	-	94	-	-	94	

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1.1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (2019年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2019年 9 月30日)
1 株当たり純資産額	5,492円97銭	5,689円15銭

- (注)1.株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は、1株当たり純資産額の算定 上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該 自己株式の当中間連結会計期間における株式数は45千株(前連結会計年度 45千株)であります。
 - 2.1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年 9 月30日)
1株当たり純資産額			
純資産の部の合計額	百万円	73,653	75,651
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	18,088	18,103
(うち新株予約権)	百万円	38	38
(うち非支配株主持分)	百万円	2,938	2,991
(うち優先株式)	百万円	15,000	15,000
(うち優先配当額)	百万円	111	74
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	55,564	57,547
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間 期末(期末)の普通株式の数	千株	10,115	10,115

2.1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	49.52	115.10
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	575	1,238
普通株主に帰属しない金額	百万円	74	74
うち中間優先配当額	百万円	74	74
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間 純利益	百万円	501	1,164
普通株式の期中平均株式数	千株	10,116	10,115
(2)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	25.17	41.43
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	74	74
普通株式増加数	千株	12,729	19,774
うち優先株式	千株	12,345	19,736
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった 潜在株式の概要		-	-

EDINET提出書類 株式会社高知銀行(E03664) 四半期報告書

(注)株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は、1株当たり中間純利益金額及び 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めてお ります。1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定上、控除した当該自己株 式の期中平均株式数は、当中間連結会計期間において45千株(前中間連結会計期間 45千株)であります。

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

3【中間財務諸表】

(1)【中間貸借対照表】

		(半位:日月月)
	前事業年度 (2019年 3 月31日)	当中間会計期間 (2019年 9 月30日)
資産の部		
現金預け金	7 66,211	7 54,066
金銭の信託	1,069	1,106
有価証券	1, 7, 9 304,272	1, 7, 9 306,007
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 698,420	2, 3, 4, 5, 6, 8 700,926
外国為替	1,101	1,043
その他資産	7,743	9,215
その他の資産	7 7,743	7 9,215
有形固定資産	16,003	15,841
無形固定資産	359	294
支払承諾見返	1,699	1,545
貸倒引当金	11,667	11,508
資産の部合計	1,085,214	1,078,539
負債の部		
預金	7 902,030	7 916,845
譲渡性預金	48,670	28,300
コールマネー	221	323
借用金	7 55,559	7 47,026
外国為替	5	-
その他負債	2,335	7,434
未払法人税等	541	438
リース債務	38	41
その他の負債	1,754	7 6,954
賞与引当金	364	353
退職給付引当金	3,180	3,190
睡眠預金払戻損失引当金	222	193
株式報酬引当金	22	27
繰延税金負債	407	921
再評価に係る繰延税金負債	1,706	1,697
支払承諾	1,699	1,545
負債の部合計	1,016,427	1,007,860

		(112.17713)
	前事業年度 (2019年 3 月31日)	当中間会計期間 (2019年 9 月30日)
資本金	19,544	19,544
資本剰余金	16,702	16,702
資本準備金	11,751	11,751
その他資本剰余金	4,951	4,951
利益剰余金	23,277	24,223
利益準備金	924	977
その他利益剰余金	22,352	23,245
圧縮記帳積立金	237	237
繰越利益剰余金	22,114	23,008
自己株式	188	189
株主資本合計	59,334	60,280
その他有価証券評価差額金	5,847	6,813
土地再評価差額金	3,566	3,546
評価・換算差額等合計	9,413	10,359
新株予約権	38	38
純資産の部合計	68,786	70,678
負債及び純資産の部合計	1,085,214	1,078,539

(2)【中間損益計算書】

		(十四・口/1111)
	前中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
経常収益	9,000	8,898
資金運用収益	7,044	7,027
(うち貸出金利息)	5,180	5,031
(うち有価証券利息配当金)	1,837	1,966
役務取引等収益	875	942
その他業務収益	341	535
その他経常収益	1 738	1 393
経常費用	7,882	7,172
資金調達費用	257	213
(うち預金利息)	251	200
役務取引等費用	834	833
その他業務費用	169	282
営業経費	2 5,938	2 5,722
その他経常費用	з 682	з 122
経常利益	1,118	1,725
特別損失	73	17
税引前中間純利益	1,044	1,707
法人税、住民税及び事業税	559	443
法人税等調整額	85	74
法人税等合計	474	517
中間純利益	570	1,190
		-

(3)【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

	株主資本							
			資本剰余金		利益剰余金			
	資本金		スの仏姿士	次上到人人		その他利	その他利益剰余金	
			資本剰余金 合計	利益準備金	圧縮記帳積 立金	繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	19,544	11,751	4,951	16,702	836	237	21,632	22,707
当中間期変動額								
剰余金の配当					52		315	262
中間純利益							570	570
自己株式の取得								
土地再評価差額金の取崩							-	-
株主資本以外の項目の当中間期 変動額(純額)								
当中間期変動額合計	-	-	-	-	52	-	254	307
当中間期末残高	19,544	11,751	4,951	16,702	889	237	21,887	23,014

	株主資本		割	平価・換算差額等			
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	土地再評価差 額金	評価・換算差 額等合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	187	58,765	6,671	3,674	10,345	38	69,149
当中間期変動額							
剰余金の配当		262					262
中間純利益		570					570
自己株式の取得	0	0					0
土地再評価差額金の取崩		-					-
株主資本以外の項目の当中間期 変動額 (純額)			779	-	779		779
当中間期変動額合計	0	307	779	-	779	-	472
当中間期末残高	188	59,072	5,891	3,674	9,565	38	68,677

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

		株主資本						
		資本				利益剰余金		
	資本金		7 0 11277	次士利合会		その他利	益剰余金	제품체소소
			資本剰余金 合計	利益準備金	圧縮記帳積 立金	繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	19,544	11,751	4,951	16,702	924	237	22,114	23,277
当中間期変動額								
剰余金の配当					52		316	263
中間純利益							1,190	1,190
自己株式の取得								
土地再評価差額金の取崩							19	19
株主資本以外の項目の当中間期 変動額(純額)								
当中間期変動額合計	-	-	-	-	52	-	893	946
当中間期末残高	19,544	11,751	4,951	16,702	977	237	23,008	24,223

	株主資本		計	平価・換算差額等			
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	土地再評価差 額金	評価・換算差 額等合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	188	59,334	5,847	3,566	9,413	38	68,786
当中間期変動額							
剰余金の配当		263					263
中間純利益		1,190					1,190
自己株式の取得	0	0					0
土地再評価差額金の取崩		19					19
株主資本以外の項目の当中間期 変動額(純額)			965	19	946		946
当中間期変動額合計	0	945	965	19	946	-	1,892
当中間期末残高	189	60,280	6,813	3,546	10,359	38	70,678

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

- 2 . 有価証券の評価基準及び評価方法
- (1) 有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間 決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困 難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、 時価法により行っております。
- 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

- 4. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物:39年~50年 その他:5年~10年

(2)無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

- 5 . 引当金の計上基準
- (1)貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産 監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による 回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,681 百万円(前事業年度末は2,582百万円)であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用:発生年度に一括損益処理

数理計算上の差異:各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払 戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5)株式報酬引当金

株式報酬引当金は、当行の取締役(社外取締役を除く)への将来の当行株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、ポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

6.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

- 7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
- (1)退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(追加情報)

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

取締役に対する業績連動型株式報酬制度については、中間連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金の総額

	前事業年度 (2019年 3 月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
株式	318百万円	318百万円
組合出資金	561百万円	557百万円

2.貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年 3 月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
破綻先債権額	449百万円	546百万円
延滞債権額	27,291百万円	26,889百万円

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3.貸出金のうち3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4.貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
貸出条件緩和債権額	1,450百万円	1,139百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5 . 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
合計額	29,191百万円	28,575百万円

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (2019年 9 月30日)
6,211百万円	4.815百万円

7.担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 当中間会計期間 (2019年3月31日) (2019年9月30日)	
担保に供している資産	(2010+37314)	(2019年9月30日)
有価証券	85,917百万円 88,870百万円	
担保資産に対応する債務		
預金	430百万円	690百万円
借用金	54,500百万円 46,000百万円	
その他負債	-	3,401百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のもの	のを差し入れております。	
	前事業年度 (2019年 3 月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
有価証券	2,029百万円	2,237百万円
現金預け金	18百万円	18百万円
また スの仏の次立には 由由連管機関学入証拠合立:	バルサムながるまれてもいますが	スの今短け次のしわりで

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金及び保証金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年 3 月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
中央清算機関差入証拠金	5,000百万円	5,000百万円
敷金保証金	185百万円	209百万円
その他の保証金	1,022百万円	975百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年 3 月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
融資未実行残高	185,438百万円	186,492百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消し可能なもの)	184,898百万円	185,389百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前事業年度	当中間会計期間
(2019年 3 月31日)	(2019年 9 月30日)
11,410百万円	12,660百万円

(中間損益計算書関係)

株式等償却

1.その他経常収益には、次のものを含んでおります。

Ι.	ての他経界収益には、次のものを含んであり) エ 9。	
		前中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
	株式等売却益	495百万円	292百万円
	金銭の信託運用益	121百万円	36百万円
	償却債権取立益	37百万円	30百万円
2 .	減価償却実施額は次のとおりであります。		
		前中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
	有形固定資産	330百万円	313百万円
	無形固定資産	129百万円	66百万円
3 .	その他経常費用には、次のものを含んでおり)ます。	
		前中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
	貸倒引当金繰入額	518百万円	37百万円
	貸出金償却	100百万円	28百万円
	株式等売却損	-	19百万円

8百万円

4百万円

(有価証券関係)

時価のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表) 計上額

(単位:百万円)

	前事業年度 (2019年 3 月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
子会社株式及び出資金	880	876
関連会社株式及び出資金	-	-
合計	880	876

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【その他】

中間配当

2019年11月8日開催の取締役会において、第140期の中間配当につき次のとおり決議しました。

(普通株式)

中間配当金額 101百万円

1株当たりの中間配当金 10円00銭

(第1種優先株式)

中間配当金額 74百万円

1株当たりの中間配当金 9円88銭8厘

EDINET提出書類 株式会社高知銀行(E03664) 四半期報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年11月19日

株式会社高知銀行 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 脇田 勝裕 印

指定有限責任社員 公認会計士 青木 靖英 印業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社高知銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社高知銀行及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

⁽注) 1.上記は当行(四半期報告書提出会社)が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

^{2 .} X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年11月19日

株式会社高知銀行 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 青木 靖英 印業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社高知銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第140期事業年度の中間会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社高知銀行の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は当行(四半期報告書提出会社)が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化 したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 . X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。